

平成30年度社会福祉法人あじさいの会事業計画

法人の活動

社会福祉法人制度改革で求められている、より地域社会への貢献など社会福祉法人としての役割を果たすことができるように、関係機関、他事業所等と連携して、やさしい街づくりの活動を展開していく。法人設立15年を経過し、役員、職員も変わる中で、研修等に力を入れ、より安定した法人運営をめざす。当事者・家族の思いを受け止めながら、地域で継続して生活できるような支援づくりをめざす。親亡き後も地域で暮らしていける支援体制の整備、入院中の方の地域移行、地域定着の支援を行う。そのためには、居住の確保は、必須であるが、グループホームを設置している事業所と連携して、居住確保をしていく。

みよし市の地域活動支援センターの充実に力をいれ、また将来を見据え、継続して移転先を模索する。

社会福祉法人あじさいの会が運営している事業所が、より安定し、さらに発展していくために、職員の研修等にも力をいれ、それぞれが充実した活動ができるようにする。

1. 法人を支える後援会、家族会、関係機関と良好な関係を持続し、法人の発展に尽くす。
2. 就労継続支援 B 型事業所「ゆったり工房」は利用者確保、事業内容を充実させ、応能な工賃を安定して支払えるようにする。また、スローカフェよったりの継続と充実をめざす。
3. 地域活動支援センター「きぼう」は利用者の開拓、活動の充実、運営がより安定してできるようにする。また、空間的に手狭になり、新たな移転先を模索する。
4. 相談支援事業所「希望」は、みよし市の相談支援事業の業務委託を継続し、職員体制を整え、地域移行、定着にも対応できるようにする。
5. 一人暮らしの人たちの支え合い、学び合いの場づくりをする。
6. 新定款に沿って理事会運営をし、法人運営や今後の事業展開について検討を行う。

平成 30 年度 就労継続支援 B 型事業所 主たる事業所 ゆったり工房 従たる事業所 スローカフェゆったり 事業計画

- 1.利用者定員： 主たる事業所 ゆったり工房 10名
従たる事業所 スローカフェゆったり 10名
現在登録者 28名

2.運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援する。

- ・利用者に対して就労の機会を提供する。
- ・生産活動その他の活動の機会を提供する。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域とのつながりを重視し、市町村や他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス事業者等との連携に努める。

事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。(障害者総合支援法)

3.事業内容

- ・利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を提供する。
- ・利用者のニーズと課題に基づいた個別支援計画を作成し、支援する。
- ・就労の機会の提供及び必要な知識、能力を向上するための訓練等の支援をする。
- ・ハローワークや就業・生活支援センターへつなぎ、利用者が行う求職活動等の支援をする。
- ・当事者が地域で主体的に生活ができるように、当事者活動(セルフヘルプ)の支援をする。
- ・利用者の生活相談及び健康管理の拡充
- ・送迎サービスの拡充
- ・一人暮らしに向けて、または、現在1人暮らしの通所者の支援の拡充
- ・事業内容のさらなる充実を図り、利用者の確保を目指す。

4.利用対象者

主に精神障害者

5.営業時間

- ・営業日 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日 週5日
理事長と管理者が協議により定めた日、12月29日～1月3日、国民の祝日を除く
- ・営業時間 午前9時から午後6時まで
- ・サービス提供時間 午前10時から午後4時まで

6.生産活動

- ・自主製品の製造、販売（ハーブティー、健康爽快茶、さをり織り、クルミだれ、クッキー、キャロットケーキ、紅茶クッキー、等）
- ・身体と環境にやさしい製品の委託販売（エコ・ブランチ、パン、マフィン等）
- ・喫茶用メニューの仕込み（カレー、ハヤシ、クッキー、キャロットケーキ等）
- ・日進市立図書館内での喫茶事業の営業（スローカフェゆったり）
- ・さをり織り体験コーナー
- ・アルミ缶回収
- ・スローカフェゆったりの継続と充実、その他自主製品の充実を図り、メンバー工賃のアップを目指す。

7.利用者工賃

基本作業工賃

ゆったり工房

能力を正當に評価していくことが、本人及び他のメンバーのモチベーションに繋がるので、そのような支援を目的とし、作業の程度、正確さ、持続性、計画性、連絡・規範等を考慮しての3段階の能力給とする。

A **時給 230 円** 220円

ゆったり工房の生産活動の役割等を理解し、自立し責任を持って参加できる。

B **時給 170 円** 150円

ゆったり工房の生産活動の役割等を理解し、ある程度責任を持って、正確さ、持続性が安定している。

C **時給 130 円** 120円

職員や周りの人の支援を必要とし、生産活動に参加できる。

スローカフェゆったり

喫茶A **時給 600 円** 530円

喫茶B **時給 400 円** 喫茶Cランクをなくす

手当

さをり織り手当	1日	200円	皆勤手当	1ヶ月	1000円
カレーづくり手当	1日	200円	精勤手当（通所80%）		800円
菓子製造手当	1日	100円	販売活動手当	1h	100円

8.その他の活動内容

- ・月1回、心理劇を行う。
- ・社会見学、研修会等に参加し、社会生活体験の充実を図る。
- ・隔月誕生会を開催する。
- ・利用者が自主的に思いを話せるようなミーティングと仲間の支え合いの活動の充実

(グループワーク)を図る。

- ・週1回昼食サービスを実施する。
- ・月1回トータスゆったりの定例会、夕食会を行う。
- ・困難ケースや利用者の処遇については、スーパーバイザーによる、事例検討を行う。
- ・研修への参加、ケース会議の開催など、職員の資質向上に努める。
- ・週1回はゆったり工房職員会議、月1回はあじさいの会職員会議をする。
- ・利用者家族会を開催し家族会との連携を強化する。
- ・「一人暮らしの会」を実施し、親なき後も地域で継続して生活できる支援を目指す。

9.地域に開かれた施設として

- ・第23回あじさいコンサートの開催(平成30年6月16日)
- ・ハーブの里親制度の推進を行う。
- ・地域での支援体制充実に向けた連絡会等への参加
- ・各機関との連携(医療、行政等)
- ・日進市障害者自立支援協議会への参加及び専門部会への参加
- ・日進市障害者団体連絡会等への参加
- ・三本木地区の行事等への参加

平成30年度 地域活動支援センターきぼう 事業計画

1. 利用者定員：10人（現在登録21名）
2. 職員体制：管理者1名、生活支援員2名（内1名、当事者スタッフ）

3. 運営方針

安心して継続的に通所できる場として、様々な活動を通し、生活習慣や社会性を身につけて、社会生活体験を広げていける支援をする

多様な症状、状況の人がいる中で、人との関わりを通し、コミュニケーションを取る力をつけ、地域で生活する力を身につけるための支援をする

利用者のニーズや課題、能力に応じ目標を設定し、支援する

プログラムやグループワークの充実を図り、グループの核を育て、力をつけていく。

地域とのつながりを重視し、市町村や他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス事業者等との連携に努める

ピアサポーターの役割の充実

送迎支援を活用し、メンバーの安定した通所を確保する。

4. 利用者の処遇について

営業日 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日 週5日
ただし、理事長と管理者が協議により定めた日、夏季休暇（8月に1週間程度）
12月29日～1月3日、国民の祝日を除く

営業時間 午前9時から午後6時

サービス提供時間 午前10時から午後4時

活動内容

- ・健康づくり（体操、スポーツ、ウォーキング、ダイエットクラブ等）
- ・調理実習（昼食作り、漬物講座、お菓子作り）
- ・創作活動（絵手紙、共同制作、習字、ペン字、マイノート、思いをかたちに、DIY等）
- ・自主製品づくり（あじさいカード、季節のカード、エコバックづくり等）
- ・園芸活動（プランター栽培、ハーブティー製造の協力、農業体験）
- ・学習会（グループワーク、SST、心理教育）
- ・社会参加活動
（公共交通機関の利用、外食体験、買い物体験、あじさいコンサート等参加、

イオンイエローレシートキャンペーン活動、販売活動の参加、ハーブティー作りの協力)

- ・その他(利用者家族・家族会との交流会、誕生会、レクリエーション、音楽活動、茶話会)

5. 地域に開かれた施設として

地域のコミュニティの場として、『福祉の店』の充実

- * 自主製品の販売、リサイクル商品の販売、お茶の提供

地域での支援体制づくり

- * 家族、ボランティアとの連携

- * 各関係機関との連携

- * 地域とのつながり(ハーブの里親制度の普及、地域の行事への参加)

6. 相談・援助の充実

基本的な生活支援

利用者の希望やニーズ、課題をもとに支援方針を明確にし、支援をする

利用者が自主的に思いを話せるようなグループワークの充実

平成 30 年度 相談支援事業所 希望 事業計画

1. 運営の方針

- ・相談者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、相談者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行なうものとする。
- ・相談者の意思及び人格を尊重し、常に相談者の立場に立ち、公平中立に行うものとする。
- ・相談者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとする。
- ・関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業内容

- ・日常生活全般に関する相談
- ・地域の社会資源及び、障害者福祉サービス等の情報提供
- ・相談者の必要なサービスを関係機関につなぎ、連携を図る
- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援
- ・計画相談の実施（サービス等利用計画及びモニタリング）
- ・ピアサポート活動の支援
- ・家族会の活動支援

3. 委託事業

みよし市の相談支援事業 業務委託

- ・サービス利用意向調査
- ・障害支援区分認定調査
- ・障がい者自立支援協議会事務局
（運営会議（月 1 回） 相談支援連絡会（月 1 回） 精神保健福祉部会事務局）
- ・みよし市くらし・はたらく相談センター相談窓口業務（週 1 回）

4. 営業時間

営業日 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日 週 5 日

ただし、理事長と管理者が協議により定めた日、夏季休暇（8 月に 1 週間程度）

12 月 29 日～1 月 3 日、国民の祝日を除く。

営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

サービス提供時間 午前 10 時から午後 5 時までとする。

5. 利用対象者

相談支援を提供する主たる対象者は、精神障害者及び、関係者とする。

6. 職員体制

管理者 1名

相談支援専門員 1.5名